

A 登園(校)停止が必要な感染症と登園(校)停止の基準 ※再登園には登園届が必要です。

分類	病名	登園(校)停止期間のめやす
第一種	急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ*	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで(就学前乳幼児) 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(小中高校大学)
	百日咳*	特有な咳が消える、または5日間の抗菌薬による治療終了まで
	麻疹*	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎*	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん*	発疹が消失するまで
	水痘*	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱*	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
*但し、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない		
第三種	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで

インフルエンザ出席停止期間

①発症後5日を経過している ②解熱後2日経過している(幼児は3日)
※登校・登園するには①②ともに条件を満たしていることが必要

	発症日	発症後5日間					発症後5日を経過				
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
乳幼児	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	登園OK				
	発熱	発熱	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	登園OK				
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	3日目	登園OK
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	3日目	登園OK
小学生以上	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	登校OK				
	発熱	発熱	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	登校OK				
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	登校OK	
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	登校OK	

幼児以下と小学生以上が違うので注意！

B 条件によっては登園(校)停止の措置が必要と考えられる感染症

※診療医が登園(校)しても良いと判断したという証明のために、登園届を出すようにしてください。

分類	病名	再登園(校)のめやす	留意事項
第三種 その他	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間を経て、 解熱し全身状態が良好となったとき	一般的には、5～10日間程度の 抗菌薬の内服が推奨される
	ウィルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき	B型肝炎・C型肝炎の 無症状性病原体保有者は 登園(校)停止は不要
	手足口病、ヘルパンギーナ	咽頭内でのウィルス増殖期間中飛沫感染するため、 発熱や咽頭・口腔所見の強い急性期は感染源となる。 解熱し全身状態が安定していれば、登園(校)停止の 意義は少ないので登園(校)可能である	一般的な予防法の励行。 糞便中へのウィルス排泄が 数週間あるので、 特に排便後の手洗いを励行
	伝染性紅斑	発疹期には感染力はほとんど消失しているため、 発疹のみで全身状態が良好なら登園(校)は可能	妊婦への感染に注意 急性期の症状が一旦消失しても 再発することがある
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善して 全身状態が良好なら登園(校)は可能	
	流行性嘔吐下痢症	症状のある間が主なウィルスの排泄期間なので、下痢・ 嘔吐から回復し、全身状態が良好なら登園(校)は可能	手洗いを励行
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が治まり全身状態が良好なら登園(校)は可能	手洗いを励行
	急性細気管支炎(RSウィルス感染症)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登園(校)は可能	手洗いを励行
	EB ウィルス感染症 サイトメガロウィルス感染症	解熱し全身状態が良好であれば登園(校)は可能	
	単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、 普通に食事が摂れれば登園(校)は可能	
	帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化すれば登園(校)は可能	水痘に準ずる
	突発性発しん	解熱して全身状態が良好なら登園(校)は可能	

C 通常、登園(校)停止の措置は必要ないと考えられる感染症

分類	病名	留意事項
第三種 その他	頭虱(あたまじらみ)	早期に虫卵を発見することが大切。タオル、くし、帽子の共有を避ける。 着衣、シーツ、枕カバー、帽子の洗濯や熱処理。発見したら一斉に駆除する。
	伝染性軟属腫(みずいぼ)	原則として、プールを禁止する必要はない。ただし二次感染がある場合は禁止とする。 多数の発疹のある者はプールでビート板、浮き輪、タオルの共有を避ける。浸出液がある場合は、被覆する。
	伝染性膿痂疹(とびひ)	感染伝播予防のため病巣を有効な方法で被覆し、直接接触を避けるよう指導。 適切な処置をして病巣の乾燥あるいは被覆可能な場合は登園(校)可能。